

● 1 ヘッド等

規則第 30 条の 3 第 3 号の規定によるほか次によること。

- (1) 配管は、専用とすること。★
- (2) 枝管に取り付けるヘッドの個数は、一の枝管に付き 5 個を限度とすること。
- (3) 損失水頭は、送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭にヘッドの吐出水頭を加算して 100m 以下となるようにすること。この場合におけるヘッドの放水圧力及び放水量は、閉鎖型ヘッドにあつては、0.1MPa で 80L/min 以上、開放型にあつては、0.5MPa で 180L/min 以上であること。
- (4) 配管の支持は、耐熱性を考慮したものとする。★

● 2 送水口

規則第 30 条の 3 第 4 号の規定によるほか次によること。

- (1) 送水口は、財団法人日本消防放水器具工業会の自主管理品で呼び径 65A の差込式の双口の受け口とすること。
- (2) 送水口に接続する配管の呼び径は、原則として 100A 以上とすること。
- (3) 送水口の直近には、止水弁及び逆止弁を設けること。ただし、開放型ヘッドを用いるもので、送水口がヘッドよりも高い位置にある場合は、逆止弁を設けないことができる。
- (4) 送水口は、放水区域ごとに設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、任意の放水区域を選択できる選択弁を設ける方式によることができる。
 ア 各放水区域が耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、当該壁及び床の開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の甲種防火戸又は乙種防火戸（以下「防火区画」という。）が設けられている場合。
 イ 湿式方式で閉鎖型ヘッドを用いる場合で、当該ヘッドが 5 個開放した場合に各ヘッドから 80L/min 以上で 15 分以上放水できる能力、水源及び非常電源を有する加圧送水装置を設け、選択弁の操作により一斉開放弁を作動させることができる場合。
- (5) 放水区域が複数ある場合は、送水口の見やすい位置に色分けした放水区域とその番号を明示した平面図を設け、各放水口に対応する放水区域の色でその番号を表示するものを各放水口に設けること。
- (6) 送水口を複数設ける場合は、ホースの接続に支障のない間隔を取ること。（連結送水管● 1 送水口（5）参照）
- (7) 送水口の見やすい場所には、10 cm×30 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「送水口連結散水設備」と表示する標識を設けること。☆
- (8) 送水口付近にその位置を示す灯火を設ける場合は、送水口を中心として概ね 1m の範囲内でその上部の壁面等に設けるものとし、その電源等は非常コンセント設備に設ける灯火の例によること。

● 3 選択弁等

- (1) 送水口付近の火災の際に延焼のおそれの少ない場所で、操作及び点検が容易な場所に設けること。
- (2) 一斉開放弁を作動させる選択弁の場合は、放水区域に放水することなく一斉開放弁の作動試験ができるものであること。（湿式方式で閉鎖型ヘッドを用いるものは除く。）
- (3) 選択弁には、見やすい場所に 10 cm×30 cm 以上の大きさで赤地に白文字の「連結散水設備選択弁」と表示する標識を設けること。
- (4) 選択弁の見やすい位置に色分けした放水区域とその番号を明示した平面図を設け、対応する放水区域の色でその番号を表示するものを各選択弁に設けること。